

参考(1)

ケース

A

B

---

運行系統A Bが2以上の地方運輸局長の管轄区域にわたり、かつ、距離(最短経路のこと。)が100km以上であれば、許可又は認可は国土交通大臣権限となる。

ケース

A東京

国道1号線

B名古屋



中央自動車道

運行系統A Bを設定する事業者は、経過地を変えない限り、どのルートを使用するのも自由であり、事業計画変更認可は不要である。

ケース

A

B

C

---

既存の運行系統A Bの事業者が新規の運行系統A B Cを設定する場合、A Bの距離を除いた運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域にわたり、かつ、その距離が100km以上であれば、認可は国土交通大臣となる。

ケース

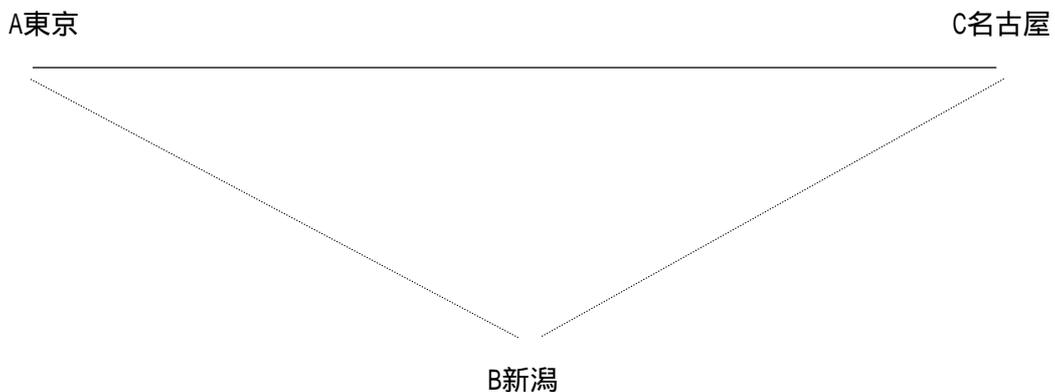


既存の運行系統A Bの事業者が、その最短経路上の運輸支局等の管轄区域の中に営業所又は荷扱所を設置し、新規の運行系統(A C B)を設定する場合は、運行系統としては全く重複するものとして地方運輸局長権限となる。

一方、その最短経路上ではない運輸支局等の管轄区域の中に営業所又は荷扱所を設置し、運行系統(A D B)を設置する場合は、重複しないものとして、当該運行系統が1つの地方運輸局長の管轄区域で完結する場合又はその距離が100km未満であれば、距離を計算し、100kmを超えなければ地方運輸局長権限となる。

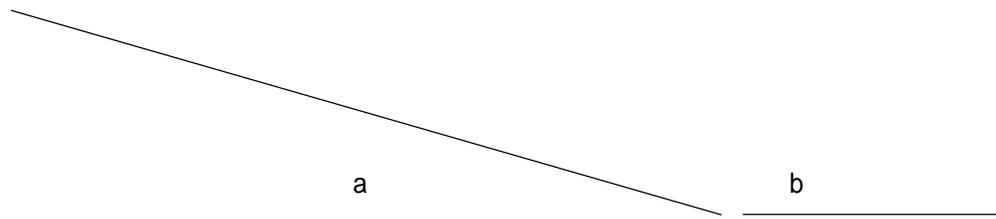
要するに、重複するか否かのメルクマールは、新たに設置する営業所等が運行系統の最短経路上の運輸支局等の管轄区域に設置されるか否かによる。

ケース



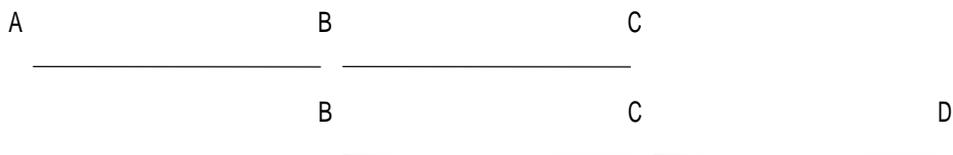
既存の運行系統A B Cを設定している事業者が運行系統A Cを設定する場合は、新たに増えることとなる運行系統が最短経路の運行系統になるので、地方運輸局長権限となる。

(注)



上のa、b2つの運行系統を含めた許可申請は、複数の運行系統のうち1つが2以上の地方運輸局長の管轄区域にわたり、かつ、その距離が100km以上であれば全体について国土交通大臣権限となる。

参考(2)



届出、命令等に係る運行系統がA B C、B C Dである場合には、運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その長さ(A B C Dの距離)が100km以上である場合には、国土交通大臣権限となる。